

関西学院大学法政学会会則

第1章 名称および目的

- 第1条 本会は関西学院大学法政学会と称する。
- 第2条 本会の事務所を関西学院大学法学部に置く。
- 第3条 本会は法律学、政治学に関する学術思想の研究と共同精神の育成につとめ、法学部、大学院法学研究科、司法研究科の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は機関誌「法と政治」「外国語外国文化研究」および法律学、政治学に関する研究叢書を刊行し、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 組織および機関

第1節 組織

- 第5条 1 関西学院大学法学部の専任教員、学生、大学院法学研究科の専任教員、学生、大学院司法研究科の専任教員、研究科学生、名誉教授および定年退職教員、その他代議員会の推薦した者は本会の会員となる。
2 名誉教授および定年退職教員は法政学会の名誉会員とする。
- 第6条 1 本会に会長、副会長各1名を置く。
2 会長は、本会を代表し、法学部長がこれにあたる。
3 副会長は、会長を補佐し、大学院司法研究科長がこれにあたる。

第2節 総会

- 第7条 総会は本会の改廃、第27条第2項の手続による会則の改正、その他重要事項を決定する。
- 第8条 1 代議員会が必要と認めるとき、または会員総数の10分の1以上の会員の連署による請求があるとき、会長は総会を招集しなければならない。
2 会長が必要と認めるとき、総会を招集することができる。
- 第9条 総会の招集は5日以前に公示しなければならない。
- 第10条 総会の決議は会員総数の10分の1以上の会員が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。

第3節 代議員会

- 第11条 代議員会は会則の改正その他重要事項を決定する。
- 第12条 1 定期代議員会は毎年1回6月末日までに会長がこれを招集する。
2 会員総数の20分の1以上または代議員総数の5分の1以上の連署による請求があるとき、会長は臨時代議員会を招集しなければならない。
3 会長が必要と認めるとき、臨時代議員会を招集することができる。
- 第13条 1 代議員会は本学法学部の専任教員ならびに学生、大学院法学研究科の専任教員ならびに学生、大学院司法研究科の専任教員ならびに研究科学生の代表をもって構成する。
2 学生代表の選出については、別に細則をもってこれを定める。
- 第14条 代議員会は下記の事項を行う。
1 第4条に規定する事業の報告
2 予算および決算の承認
3 会則の改正
4 細則の制定・改廃
5 総会招集の請求
6 入会希望者の選考
7 学生常任評議員・大学院学生常任評議員・庶務委員・会計委員および会計監査委員の選出
8 その他必要と認められた事項
- 第15条 1 代議員会の決議は代議員総会の過半数に当る代議員が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。
ただし、委任状は定足数に算入する。
2 議員会の決定事項は二週間以上の期間公示することを要す。

第4節 常任評議員会

- 第16条 常任評議員会は会長、副会長、法学部教員代議員より選任された3名、大学院司法研究科教員代議員より選任された3名、法学部学生代議員より選任された4名、大学院法学研究科学生代議員より選任された1名、大学院司法研究科学生代議員より選任された2名をもって構成する。
- 第17条 1 常任評議員会は代議員会の委任により常務を行う。
2 学生常任評議員は常任評議員会の承認のもとに学生評議員若干名を委嘱することができる。学生評議員は学生常任評議員を補佐し、その委任により企画、立案、執行を行う。

第5節 編集委員会

- 第18条 編集委員会は、編集委員長1名、法学部・法学研究科教員代議員より選任された3名、大学院司法研究科教員代議員より選任された3名をもって構成し、学部長が編集委員長となる。
- 第19条 編集委員会は機関誌「法と政治」および法律学、政治学に関する研究叢書の刊行に関する一切の事務を行う。なお、機関紙「外国語外国文化研究」については外国語研究室が、その刊行に関する一切の事務を行う。

第3章 庶務および会計

- 第20条 1 本会の経費は法政学会の会費・「法と政治」「外国語外国文化研究」購読料・寄付その他の収入をもってこれにあてる。
2 購読料は「法と政治」「外国語外国文化研究」の刊行費にあてる。
- 第21条 会費・購読料の金額は、別に細則をもってこれを定める。
- 第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終る。
- 第23条 本会に庶務委員、会計委員各1名を置き、教員代議員より選出する。
- 第24条 庶務委員は一般の事務を行い、会計委員は出納に関する一切の事務を行う。
- 第25条 会計監査委員は代議員会が教員代議員、学生代議員より各1名選出する。会計監査委員は常任評議員になることができない。
- 第26条 会計監査委員は毎年1回会計監査を行い、代議員会にこれを報告する。

第4章 改正

- 第27条 1 本会則の改正は常任評議員会の決議、または代議員総数の5分の1以上もしくは会員総数の20分の1以上の連署により発議し、代議員会で決定する。
2 本会則改正に関する代議員会の決定につき、第15条第2項の公示期間内に会員総数の10分の1以上にあたる会員の連署による異議の申立てがあるときは、その事項について総会で決定しなければならない。
- 付則 1 この会則は、昭和56年4月1日から改正施行する。
ただし、購読料は、昭和56年度入学生より適用する。
2 この会則は、1993年4月1日から改正施行する。
3 この会則は、2001年4月1日から改正施行する。
4 この会則は、2004年6月16日から改正施行する。
ただし、司法研究科学生に関わる規定については2005年4月1日より適用する。
5 この会則は、2009年4月1日より改正施行する。
6 この会則は、2012年6月20日より改正施行する。

■ 法政学会会計細則 ■

- 第1条 会費は年間1,000円とする。ただし、名誉会員の会費は免除とする。
- 第2条 購読料は毎年2,000円を徴収する。
- 第3条 会計は一般会計・編集会計・基金会計に区分し、各々の区分内でのみ繰越を認めるものとする。
- 第4条 会費は一般会計に入れる。基金の利息は基金会計に入れる。購読料、「法と政治」「外国語外国文化研究」の売上金および「法と政治」「外国語外国文化研究」の刊行への寄付は、編集会計に入れる。
- 第5条 激甚災害指定地域および災害救助法適用地域の学生に対する学費の減免措置を大学によって認められた者は、春学期もしくは秋学期の法政学会会費、購読料を免除する。
- 付則 1 この細則は、昭和56年4月1日から施行する。
ただし、購読料は、昭和56年度入学生より適用する。
2 この細則は、昭和59年4月1日から改正施行する。
3 この細則は、2001年4月1日から改正施行する。
4 この細則は、2004年4月1日から改正施行する。
5 この細則は、2007年6月20日から改正施行する。
ただし、購読料については2007年度以前入学生で、入学時に購読料を4年間分納入している学生については適用しない。
6 この細則は、2009年4月1日から改正施行する。
ただし、入会金の廃止は2009年度入学生より適用する。
7 この細則は、2012年6月20日から改正施行する。

■ 法政学会代議員選出細則 ■

- 会則第13条に定める学生代表の選出は、以下の通りとする。
- 1 法学部学生の代表は、ゼミナール代表各1名、一般学生代表20名を上限として選出することができる。学部学生第1学年の後期と第2学年については、原則として第1学年前期にゼミナール代表であった代議員が、第1学年の後期および第2学年の所属するクラス代表として引き続き代議員としての職務を行う。
ただし、この代議員が1名もいないクラスからは、別に代表を各2名選出できる。
- 2 法学研究科学生、および司法研究科学生の代表は、それぞれ学生実人員20名に1人（端数切り捨て）の数を上限として選出することができる。
ただし、実人員にかかわらず最低3名は選出できるものとする。
- 付則 1 この細則は、昭和56年4月1日から施行する。
2 この細則は、2004年6月16日から施行する。
3 この細則は、2012年4月1日から施行する。